

最低制限価格の算定方法について

1 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（ただし、予定価格（税抜）の92%を上限額，75%を下限額とする。）から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とします。

なお、算定にあたっては、別表に留意してください。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (4) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額（1円未満切捨て）

別 表

算定項目	費 目
(1) 直接工事費の額	直接工事費，直接製作費，機器単体費，処分費 等
(2) 共通仮設費の額	共通仮設費，間接労務費 等
(3) 現場管理費の額	現場管理費，工場管理費，据付間接費，設計技術費，機器間接費 等
(4) 一般管理費等の額	一般管理費 等

上記に規定する算定方法にかかわらず、工事等の性質上、上記の規定により難しいものや、特に必要がある場合は、予定価格（税抜）の92%～75%の範囲内で適宜の額から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とします。
個別の算定方法については、公告や添付資料によりご確認ください。

2 適用時期

令和3年10月1日以降入札公告を行う入札について適用します。

3 対象

予定価格（税込）300万円以上の工事又は製造の請負に係る入札

4 算定例（次ページ）

「税抜」：消費税及び地方消費税に相当する額を除く額

「税込」：消費税及び地方消費税に相当する額を含む額

最低制限価格の算定例

予定価格（税抜）：10,000,000円

（1）直接工事費：4,900,750円

（2）共通仮設費：1,000,000円

（3）現場管理費：2,000,000円

（4）一般管理費等：2,099,250円

計算手順

【手順】（1）～（4）のそれぞれの項目に所定の割合を乗じて、合計額を求める。

（各項目で1円未満の端数があった場合は切捨て）

（1）直接工事費：4,900,750円×97% = 4,753,727.5円

（2）共通仮設費：1,000,000円×90% = 900,000.0円

（3）現場管理費：2,000,000円×90% = 1,800,000.0円

（4）一般管理費等：2,099,250円×55% = 1,154,587.5円

合計 8,608,314円

1万円未満の端数は切捨て 8,600,000円

【手順】上限額を求める。

上限額：予定価格（税抜）の92%

10,000,000円×92% = 9,200,000円

（1万円未満の端数があった場合は切捨て）

【手順】下限額を求める。

下限額：予定価格（税抜）の75%

10,000,000円×75% = 7,500,000円

（1万円未満の端数があった場合は切捨て）

【手順】

（1）～（4）の合計額，上限額，下限額を比較し，最低制限価格を決める。

7,500,000円 < 8,600,000円 < 9,200,000円

最低制限価格（税抜） 8,600,000円

” （税込） 9,460,000円

「税抜」：消費税及び地方消費税に相当する額を除く額

「税込」：消費税及び地方消費税に相当する額を含む額